

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会こころん号貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、車椅子使用者の日常生活等の利便を図るため、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が実施する車椅子専用車（以下「こころん号」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出目的)

第2条 こころん号は、車椅子を必要とする者が通院、旅行、その他社会的見聞を深めるために貸し出すものとする。

(貸出対象者)

第3条 こころん号の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する車椅子を必要とする者
- (2) 車椅子を必要とする者の親族で市内に住所を有する者
- (3) 車椅子を必要とする者の親族で市内の事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する福祉団体又は福祉施設
- (5) その他協議会の会長が必要があると認める者

(貸出期間等)

第4条 こころん号の貸出期間は、1回につき原則として4日以内とする。ただし、協議会の会長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 こころん号の貸出し又は返却は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(利用手続き)

第5条 こころん号の貸出しを受けようとする者は、こころん号を運転する者の自動車運転免許証を提示して、こころん号利用申請書兼こころん号利用許可書（別記様式）を協議会の会長に提出しなければならない。

2 前項に規定するこころん号を運転する者は、運転経験1年以上の者でなければならない。

3 協議会の会長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、こころん号利用許可書を交付するものとする。

(利用者の負担)

第6条 前条第3項の規定により利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める費用を負担しなければならない。

- (1) 燃料費等 走行距離10km当たり100円（10km未満は、10kmとみなし、10km以上は、10kmまでごとに100円を加算した額）
- (2) 通行料金、駐車料金
- (3) その他利用者が通常負担すべきであると認められるもの

(利用者の責務)

第7条 こころん号の運転は、利用許可書に記載されている者が行わなければならない。

2 利用者は、こころん号について善良な管理者としての注意業務を果たし、利用許可書に記載されている目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、貸出しを受けている期間中に事故等が発生したときは、速やかに協議会に報告し、その指示に従わなければならない。

4 貸出しを受けている期間中に発生した事故等に対する補償は、こころん号に加入している保険の範囲内とし、保険の対象とならない損害補償等一切の責任は、すべて利用者が負わなければならない。

(貸出しの中止)

第8条 協議会の会長は、やむを得ない事由が生じたときは、こころん号の貸出しを中止することができる。

(こころん号の清掃等)

第9条 利用者は、こころん号が汚れたときは、清掃等をして返却しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、こころん号の貸出しについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。